佐井村障害者活躍推進計画

佐井村では、令和元年６月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、障害者の雇用に関する具体的な取組を盛り込んだ「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）」を下記のとおり作成しましたので公表します。

令和２年４月１日

佐井村教育委員会
教育長職務代理者　　岡　本　良　夫

記

機関名	佐井村教育委員会
任命権者	佐井村教育委員会教育長職務代理者
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
佐井村教育委員会における障害者雇用に関する課題	佐井村教育委員会においては、職員総数が６～７名程度の小規模な機関であり、職員は佐井村（村長部局）からの出向職員で構成されており、一体の雇用管理をしているため、独自の職員の募集・採用は行っていない。よって、障害者に限定した募集・採用も行っていない。現状、法定雇用率に達しているが、計画期間の終期までこれを維持することと、障害者である職員の活躍のために、更なる体制整備や各種取組が必要となる。
目標	
１　採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
２　定着に関する目標	なし
取組内容	
１　障害者の活躍を推進する体制整備	○職員は佐井村（村長部局）からの出向職員で構成されており、一体の雇用管理をしているため、障害者雇用推進者は村長部局と同一の総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者・人事担当・

	健康相談担当（保健師）など）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2　障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3　障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。なお、措置を講じるに当たっては、障害者の要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 ○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4　その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。